

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

市民主体による新たな人の流れ創出プロジェクト ～行ってみたい、住んでみたい、住み続けたい登米市の実現～

2 地域再生計画の作成主体の名称

登米市

3 地域再生計画の区域

登米市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

登米市が抱える人口減少の構造的な課題については、少子高齢化の進展による自然減のほか、人口移動の状況をみると社会減による影響も大きく、本市の純移動率は、「15～19歳⇒20～24歳」での減少が最も多く、市内に大学等がないことや就職先の不足などを要因とした、進学や就職によるものと推測される一方、「20～24歳⇒25～29歳」での増加が最も多くなっており、結婚や出産などを機に地元に戻る動きと推測される。主な転出先をみると仙台市や首都圏への転出が多い状況にあるほか、平均初婚年齢をみると晩婚化の傾向にあり、合計特殊出生率は2013年から全国平均以下となっている。

こうした状況を踏まえ、2016年度より本格的なシティプロモーションに取り組み、PR動画の制作、WEBサイトの構築、パブリシティ活動の実施など、登米市の魅力を効果的に情報発信してきたところであるが、株式会社ブランド総合研究所が実施した「地域ブランド調査2018」によると、本市の認知度は全国の1,000自治体中（全国791市、東京23区、ブランド推進に積極的な186町村）876位と非常に低い状況となっている。認知度の獲得には、メディアへの露出機会の更なる拡大を図るなど、継続的な取組が必要であることから、登米市シティ

プロモーションキャッチコピー「うまし、たくまし、登米市」で表す本市の魅力を活かし、「登米市に行ってみたい、登米市に住んでみたい」と多くの方々に選ばれるよう、認知獲得、魅力及び行動喚起に繋がる取組を推進する必要がある。

また、移住・定住を促進し人口減少に歯止めをかけるためには、本市の移住支援策や魅力を効果的に伝えるだけでなく、移住検討者と市民との交流を含めた体験型施策等の充実を図ることも重要であることから、官民連携による推進体制を構築する必要がある。

さらに、移住後の定住に繋げるためには、就業環境の充実化を図る必要があることから、市内企業等による積極的な雇用を推進するとともに、就農・起業・創業をしやすい環境整備に取り組み、移住検討者が、移住先として本市を選択する際のインセンティブ機能を充実させる必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の人口は、少子高齢化の進行や転出による社会減により、2005年に89,316人だったものが、2015年には81,959人と10年間で7,357人減少しており、地域の活力の根源となる人口の減少克服が喫緊の重要課題である。

このことから、今、登米市が最も取り組むべきことは、若者や子育て世代などから移住・定住先として選ばれるためのまちづくりであり、登米市シティプロモーションキャッチコピー「うまし、たくまし、登米市」で表す本市の魅力を今後は市民が主体となり効果的に発信していく。さらに、2018年にユネスコ無形文化遺産として登録された「米川の水かぶり」を始めとした市外の方には本市に興味をもってもらい理解していただけるツールとなる地域伝承文化等を活用し、本市に対する市民の愛着・誇りを醸成するとともに、市内外に向けて積極的に魅力を発信することで、交流人口の拡大へつなげ、地域の活性化を図る。

併せて、官民が一体となって移住・定住者の受入環境の整備に取り組み、首都圏などからの移住者の増加を図るとともに、定住促進の取組により転出者の抑制を図っていく。

また、本市への転入者及び本市からの転出者を対象に実施している「転入出者アンケート（回答数：転入 619 人、転出 704 人）」の中で、転入先を決定する上で重要視することを 17 の選択肢の中から 3 つ選択させているが、「働く場がある」が 147 件、「勤務地や学校に近い」が 165 件と、この 2 つの選択で、全体の 30.1% を占めている。このことから、本市への移住を推進するにあたり、優先的に就業環境の充実を図る必要があると考える。市内企業等による積極的な雇用を推進するとともに、活気のあるまちづくりを形成するため、U I J ターン者を含めた若者が集い、就農・起業・創業をしやすい環境整備に取り組む。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019 年度増加分 1 年目	2020 年度増加分 2 年目
3 年後までに年間 315 万人以上の 交流人口創出 (万人)	298	7	5
3 年後までに年間 120,000 千円以上の ふるさと応援寄付金創出 (千円)	79,339	10,661	15,000
3 年後までに年間 170 人以上の 移住者創出 (人)	140	10	10

2021 年度増加分 3 年目	KPI 増加分 の累計
5	17
15,000	40,661
10	30

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

市民主体による新たな人の流れ創出プロジェクト

～行ってみたい、住んでみたい、住み続けたい登米市の実現～

③ 事業の内容

本市のPRについては、登米市シティプロモーションキャッチコピー「うまし、たくまし、登米市」で表す本市の魅力を活かし、「登米市に行ってみよう、登米市に住んでみたい」と多くの方々に選ばれるよう、認知獲得、魅力及び行動喚起に繋がる市民参加によるシティプロモーションの取組を推進する。

また、本市に興味をもつていただき、理解していただく取組みとして、2018年3月に策定した「地域伝承文化振興方策」に基づき、地域伝承文化の保存・伝承に取り組むとともに、シティプロモーションの取組と合わせて効果的に情報を発信することで、観光客を含めた交流人口の拡大を図っていく。また、子供向け伝承芸能ガイドブックの作成や小中高等学校への出前公演、定期公演や伝承芸能体験により市民が地域伝承文化に触れる機会を提供することで、本市への愛着・誇りを醸成するとともに、支援員バンクの設立等によって、伝承文化に携わる人材を育成することで、伝承文化の保存・伝承、地域の活性化に取り組む、本市の魅力の向上を更に図っていく。

移住・定住の推進については、移住・定住に関する総合窓口である登米市移住・定住サポートセンターに移住・定住支援員を配置し、きめ細やかな相談対応に努めるとともに、本市の暮らしや地域住民とのふれあい等を通じて登米市の魅力を直接体験していただくため、移住お試し住宅による

支援や移住体験ツアーの充実を図る。また、首都圏で開催される移住セミナーやフェアへの積極的参加と、登米市移住・定住官民連携促進会議委員を中心とする市民との連携を図りながら、本市単独移住セミナーの開催や移住検討者同士の交流のみならず本市市民との交流の場にもなる移住者交流会を実施するなど、官民連携による移住・定住推進体制を充実させていく。

移住・定住者の住環境整備については、宮城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会宮城県本部と締結した「登米市空き家情報バンク事業に関する協定」に基づき、本市と両協会が連携して、空き家選びのポイント、古民家のリフォームに関する講演及び本市空き家情報バンクに登録された空き家の見学会を開催するなど、今後も増加が予想される空き家の有効活用に力を入れていく。

移住・定住者に対する就業面での支援においては、本市が独自に実施するビジネスチャンス支援事業で起業・創業に係る経費を支援するとともに、新たに起業・創業支援員として地域おこし協力隊を任用し、本市での起業・創業を支援する窓口を設置する。また、起業・創業に関するセミナーを商工会等と連携して実施することで、市内での起業・創業に係る機運を高めていく。併せて、市内企業に対する人材確保支援として、大学・高専・高校の生徒等を対象とした企業情報ガイダンスを開催し、優秀な人材を市内企業において確保し、継続的な企業経営の支援と産業人材の育成を支援するとともに、新規高卒者及び大卒者の人材確保による若者の定住促進を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

■シティプロモーション、移住・定住

本市が実施している「シティプロモーション推進事業」においては、「PR動画（計3作）」の合計視聴回数が280万回を超えるなど、認知の獲得においては、一定の効果が確認できたと考える。これまで市が主体と

なって本市の魅力発信を行ってきたが、これからは、市民の本市への愛着を醸成することで、シティプロモーションサポーターをはじめとした市民が主となり、SNS等を活用した情報発信力を磨くワークショップなどの取組みにより「うまし、たくまし、登米市」に代表される本市の魅力をPRしていく仕組みを作る。また、移住者の受入環境の整備として、移住検討者同士が交流・情報交換を行うことができ、また、本市市民との交流の場ともなる「移住者交流会」を登米市移住・定住官民連携促進会議及び本市移住・定住支援員が主となり実施することで、移住検討者が本市の魅力にふれ、本市への移住を具体化する契機を創出する。

■雇用、起業・創業

就業面においては、本市が実施する「ビジネスチャンス支援事業」で起業・創業に係る費用面を支援するとともに、2019年度からは、新たに起業・創業支援員として地域おこし協力隊を任用し、移住者の起業・創業を支援する窓口を設置する。また、商工会、市内NPO法人等と連携して、起業・創業に関するセミナーを実施することで、市内での起業・創業に係る機運を高め、起業・創業に精通した人材の育成につなげる。その結果、本市での起業支援ビジネスの創出につながり、本市での起業・創業件数が増加し、本市の活性化に寄与するものとする。

■地域伝承文化

情報発信や発表の場の拡大のための環境整備や支援ネットワークの構築、記録データ保存データベースの作成、保存団体の意識向上のための取組みにより、自立的かつ継続的なサイクルが構築される。中核となる団体を支援し、支援員バンクの有効活用による保存団体の継続と後継者育成を目指す。

【官民協働】

移住者の受入体制の整備については、首都圏での本市PRを目的とした移住相談会の開催、移住体験ツアー・移住者交流会の実施等、登米市移住・定住官民連携促進会議委員と連携して実施していく。

就業環境の整備については、市内企業と連携し、積極的に県外での本市企業のPRを行い、新規就業者の獲得に努めるほか、商工会、市内NPO法人と連携して、起業・創業に係る各種啓発セミナーを開催し、新たなビジネス・雇用の創出にも取り組んでいく。

伝承文化支援ネットワークの構築により、発表の場の拡大や後継者の発掘などジャンルや地域を越えた交流を推進し、各種団体等とのマッチングを図る。体験教室やモニターツアーの実施により地域伝承文化への理解を深め、協働による振興を進める。

【地域間連携】

広域連携により、本市及び近隣自治体への移住・定住を効果的に推進する。

地域伝承文化の広域連携による本市及び近隣自治体との情報交換や合同発表の場を推進し、活動の場を広げていく。

【政策間連携】

継続した本市のPRにより、本市の知名度の向上を図り、本市への移住・定住を推進するとともに、移住後の多様なライフスタイルの実現に向け、移住後の地域住民との交流の機会の創出、本市地域伝統文化に対する誇り・愛着の醸成、本市での新規就農、起業・創業に対する支援を総合的かつ効果的に推進していく。

人口減少対策、農業等の産業振興、地域の活性化、教育、地域伝承文化の保存が連携して、「行ってみたい、住んでみたい、住み続けたい登米市」の実現を図る。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

識見を有する者、関係行政機関の職員、公的団体の役員等の外部有識者で組織する登米市総合計画審議会により、総合戦略の検証と併せ、本プロジェクトのK P Iの実績やそれに対する施策の取組効果等の検証を行い、次年度への事業等への反映を行う。

【外部組織の参画者】

登米地域商工会連絡協議会、一般社団法人登米市観光物産協会、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所、公立大学法人宮城大学、公益社団法人とめ青年会議所、みやぎ登米農業協同組合など 20 名。

【検証結果の公表の方法】

市の担当部局及び登米市まち・ひと・しごと創生推進本部等において総合戦略の検証とともに、本事業のK P Iの実績確認、効果検証及び次年度への取組み等の検討を行い、審議会での検証や市議会からの意見を整理後、速やかに登米市HPで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 60,981 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2022 年 3 月 31 日

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 移住体験参加促進事業

ア 事業概要

移住お試し住宅利用者及び移住体験ツアー参加者の増加を図り、移住者の創出に繋げるため、県外からの来訪者を対象に交通費及び宿泊費の一部を補助する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 住まいサポート事業

ア 事業概要

本市に移住・定住することを目的として、住宅を取得した方及び民間住宅を賃借した転入者に対し、経費の一部を補助する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(3) 空き家情報バンク事業

ア 事業概要

市内に空き家を所有し、「貸したい・売りたい」と考えている空き家所有者から、その物件の情報提供を受け、市の「空き家情報バンク」へ登録し、「借りたい・買いたい」と考えている空き家利用希望者へ情報提供する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(4) 空き家改修事業

ア 事業概要

空き家の利活用を通じて本市への移住・定住を推進するため、登米市空き家情報バンク事業利用者が行う空き家の改修に対し、経費の一部を補助する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(5) 空き家家財処分事業

ア 事業概要

登米市空き家情報バンクに登録された空き家内にある家財処分を円滑に遂行し、移住・定住希望者の住環境を整備するため、所有者が行う家財の処分に要する経費を支援する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(6) 空き家利活用促進セミナー

ア 事業概要

宮城県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会宮城県本部と締結した「登米市空き家情報バンク事業に関する協定」に基づき、本市空き家情報バンク事業の活性化のため、本市と両協会が連携して、空き家選びのポイント、リフォームに関する講演及び本市空き家情報バンクに登録された空き家の見学会を開催する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(7) 企業活動の支援

ア 事業概要

販路開拓や市内企業の受注拡大による雇用の安定化を図る。また、市内企業に対する人材確保支援として大学・高専・高校の生徒を対象とした企業情報ガイダンスを開催し、優秀な人材を市内企業において確保し、継続的な企業経営の支援と産業人材の育成を支援するとともに、新規高卒者並びに大卒者の人材確保による若者の定住促進を図る。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(8) 起業・創業支援

ア 事業概要

起業・創業支援員として新たに地域おこし協力隊を任用し、起業・創業に精通した人材育成を行うとともに、起業・創業に係る支援を実施する。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(9) 新規就農支援

ア 事業概要

新規就農者等への農業研修支援事業、研修者等受入農家への謝金、農業研修生滞在施設の管理運営を行う。

イ 事業実施主体

登米市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。